

平成26年5月28日（水）

中央合同庁舎4号館共用220会議室

○ 警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室 後藤秀明理事官

御紹介を賜りました警察庁の給与厚生課犯罪被害者支援室の後藤でございます。

皆様方におかれましては、常日ごろ、各都道府県警察の犯罪被害者支援部門と連携を図っていただき、本席をおかりしまして、改めてお礼を申し上げる次第でございます。

本日は、警察の行う犯罪被害者支援制度の中の経済的支援、その中でも犯罪被害給付制度について御説明をさせていただきたいと思っております。お手元につづられております「犯罪被害給付制度の御案内」というものがあるかと思いますが、これに基づいて、その内容について御説明をさせていただきたいと考えております。

犯罪被害給付制度の概要でございます。資料の一番上のところがございます「犯罪被害給付制度とは」と書いてありますが、殺人などの故意の犯罪行為により被害を受けた方に対して、精神的・経済的打撃の緩和を図り、再び平穏な生活を営むことができるように支援する制度で、こうした趣旨のもとに、ある一定の給付金を支給しようという制度でございます。

この制度につきましては、昭和56年1月1日から施行されまして、施行以来、平成25年度末までに、9,538人の被害者に関する裁定を行いまして、累計で274億円、1人当たり、平均しますと288万円の支給をこれまでしてきたところでございます。不慮の被害に遭った方に対しての経済的支援というのは非常に重要な制度であるということで、引き続きその拡充等についても取り組んでいるところでございます。

次のページをごらんになっていただきたいと思います。一番左側に「犯罪被害給付制度のあゆみ」というのがございます。もう既に御承知の方も多いかと思いますが、この給付制度の制定経緯というか、その性格というものについて、こちらの方に記載がされております。

もともとは、なぜこういう制度が導入されるようになったのかということですが、文中に書いてありますように、昭和49年8月、三菱重工ビル爆破事件が発生しました。御承知のように、東京駅の丸の内駅近くの三菱重工の本社ビルに爆弾10キロが置かれておりました、突如それが爆発する。その爆破事件によりまして、死者が8人、重傷者が380人出るという、非常に痛ましい事件でありました。この事件につきましては、東南アジア反日武装戦線というところから犯行声明が出ております。

この事件を契機に、なぜ議論になったかといいますと、その被害に遭われた方の中には、労務中、勤務中だということで、労働災害の適用があり、公的給付を受けた方もいらっし

やれば、たまたま通りかかった方ということで、何ら公的給付を受けない方がいらっしゃる。同じ事件に巻き込まれたにもかかわらず、なぜ公的給付を受けられる方と受けられない人がいるのだということ、そもそも議論になったわけでありませぬ。

こうした背景のもと、このような問題を解決するものが犯罪被害給付制度でございます。したがって、この制度は、次のような性格を持っております。そもそも、本来は加害者がある損害を賠償すべきところではありますけれども、実態として加害者には損害賠償能力がない、資力がないということで、損害賠償を受けられない。あるいは、労災制度その他の公的給付を受けられない場合に、同じ犯罪に巻き込まれた方に対して、何ら公的給付をされないのはいかなるものか。

もう一つは、その当時、加害者に対する権利というものが非常に議論をされまして、処遇が改善されてきました。一方で、被害者に対するものがないというようなことはいかなるものか。こういった意味合いから、国が社会の連帯共助の精神に基づいて、給付金を支給しようというのがそもそも制度の性格でございます。

したがって、給付金の支給対象になりますのは、先ほど冒頭で御説明をいたしましたすべての犯罪というわけではございません。故意の殺人、傷害等、こういった故意の犯罪行為によって重大な被害を受けた方、あるいはその遺族の方々に対してお支払をするものでございます。

具体的な例で申し上げますと、例えば交通事故のような場合については、過失犯ということで、この支給の対象にはなっておりません。そもそも過失というものについては、それぞれ加害者側の方が万一に備えて保険等に入って、その補償をすることができるような制度になっているわけでございます。したがって、そういった過失犯についてはその対象になっていないということでございます。

続きまして、こういった種類があるかということです。資料の中央部分ぐらいに、遺族給付金、重傷病給付金、障害給付金というふうに記載がございます。一つは、一番左側の遺族給付金でございます。不慮の死を遂げた方の御遺族に対する給付金でございます。中央部分の重症病給付金につきましては、重傷病を負った犯罪被害者に対するもの、そして右側がその犯罪行為によって障害が残った場合、これに対する給付金ということで、3種類の給付金がございます。

具体的に申し上げます。一番左側の遺族給付金の支給額、具体的にどのように裁定をするのかということでございます。

不慮の死を遂げた方が生前勤労に基づいて通常得ていた収入、これに基づきまして給付基礎額というのを算出します。それがまず基本的な額になります。それに対しまして、生前、その方の収入によって生計維持関係がある方が何人いらっしゃったかということで、1人もいなかった場合と4人以上の方について、それぞれ一定の倍数、これは1,000倍から2,450倍でございますけれども、その倍数を掛けるということで遺族給付金を算出しております。

ただし、不慮の死を遂げた方の中には、高齢者の方、あるいは年少者の方のように、そもそも働いていない場合、あるいは、一般の方に比べて高額所得がある方、こういった差が大きくあるものですから、その額の中にも最低額と最高額というのを定めて、その中で1,000倍から2,450倍を乗じて計算をして給付金を支給する、そういった制度でございます。

それから、このほかに死亡前に療養を受けていた場合、その療養にかかった診療費、それから、それに伴う休業補償、これについても上限120万円の範囲で支給しようというものでございます。

続きまして、真ん中の重傷病給付金であります。これにつきましては、先ほど申し上げましたように、犯罪被害によってけがを負った。その方に対しての保険診療による医療費、それから、それによって会社あるいは仕事を休業せざるを得なかった。期間における休業補償分ということで、上限を120万円までとして支給をしようとするものでございます。

中には入院をしないという方もいらっしゃいます。具体的に申し上げますと、PTSD等精神疾患を患った方につきましては、多くは入院しないというケースもございます。こういった方も含めまして、入院3日以上、あるいは精神疾患の方につきましては、3日以上労務に服することができなかったという方を対象に、かつ、1か月以上の療養期間がある方、こういった方を対象に重症病給付金というものを支給をしているわけでございます。

右側の障害給付金でございます。これは、先ほど申し上げましたように、その犯罪行為によって障害が残ってしまった場合。恐れ入りますけれども、資料の7ページの一番後ろの見開きの所に障害等級という表がございます。1級から14級まで区分けをされております。この障害等級の区分に応じて、収入日額から算出した額をそれぞれ給付をするということでございます。こういったものが主な内容でございます。

では、資料の方につきましては、4ページをごらんになっていただきたいと思います。

では、具体的な申請手続はどのようにするのかということがこちらの資料の方に書かれております。

犯罪が発生したときに、先ほど言った障害給付金、あるいは重傷病給付金、遺族給付金、この対象に該当する方につきましては、それぞれの住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請をしていただくということになります。そして、その申請をしていただきまして、公安委員会の方におきまして、給付についての支給、あるいは不支給になるのか、そういった裁定をすることになるわけでございます。そして、給付金が支給されますといった場合には、御本人から再度給付金の請求をしていただいて、銀行に振り込まれる給付金を受領していただくことになっております。

申請の期間につきましては、左下の所に書いてございますように、犯罪行為により死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から2年を経過したときということで、通常は、障害給付金のような場合には、障害が固定をした日から2年というような形のものでございます。あるいは、亡くなったというのは、警察から、残念ながらお亡くなりになりましたという

ようなお知らせをもらってから2年ということになっております。基本的には、ほとんどのケースの場合についてはこれで網羅されるのではなかろうかと思っております。

それでは、資料の6ページの所をごらんになっていただきたいと思います。

よくある例でございますけれども、それでは、どのような場合に支給を受けられるのかということでございます。

一番左上の所に、故意の犯罪行為であれば、どのような場合でも給付金が支給されるのですかという質問でございます。

これにつきましては、先ほど、故意の犯罪行為というふうにお話をさせていただきました。その中でも支給されないケースというのがあります。そもそも、不慮の犯罪行為に対して、何ら公的給付を受けない方を救おうということで生まれた制度でございますので、そもそも親族間での犯罪行為についてはいかなるものかということで議論があつて、それについては原則的に不支給になります。つまり、夫婦間において夫が妻を、妻が夫を殺害したような場合について、これは親族間での犯罪ということになりますので、基本的には遺族給付金の対象にはならないということをお理解をさせていただきたいと思います。

あるいは、被害者が犯罪行為を誘発したとき。自分から積極的に犯罪行為を誘発するような行為をして、相手側にやられてしまった、こういうケースももちろんあるわけでございます。あるいは、被害者や第1順位遺族が暴力団に属しているような場合、こういった場合については受け取れないということになっております。

ただし、幾つかの条件がありまして、先ほど、親族間犯罪については支給できないというお話をしましたけれども、これは原則でございます。例えば、支給しないことが社会通念上適当でないという特段の事情があるような場合、例えば、夫婦間であつたとしても、今、離婚訴訟でもめている、戸籍は入っているけれども、長期間別居状態である。こういった場合については、不支給ではやはりおかしいだろうということで、それは減額をして支給する。

さらには、夫からDVを受けている、こういったケースもあるわけでございます。そういう中で殺害された、けがをさせられた、こういった方につきましては、3分の2を支給する。あるいは、更に特別な事情がある場合については全額を支給するという例外もあります。

したがって、親族間犯罪だからすべからず不支給になるんだということではなく、特別な事情があつた場合には、3分の1、あるいは3分の2、場合によっては全額まで支給されるという例外があるということも御理解をいただければと思います。

また、クエスチョンの3つ目の所に、加害者から損害賠償を受けた場合には、給付金は支給されるのですかというふうに書いてあります。

給付金につきましては、公的給付でございますので、ほかの給付を受けた場合について、あるいは加害者から損害賠償を受けた場合については、残念ながらそれをもたらした限度におきまして調整を図っております。したがって、もらった限度の額におきまして、支給は

されないという計算方式をとります。

ただし、一般的に各個人が個人的にお入りになっている保険、あるいは会社の方から出る見舞金、こういったものについては公的給付ではございませんので、調整の対象にはなっていないということでございます。

御説明を簡単にさせていただきましたけれども、犯罪被害給付制度というのは、概略こういう制度でございます。私どもの方につきましても、警察官に対して、日々教養は実施をしているつもりでございます。警察官になったときに犯罪被害給付制度というのはこういう制度ですというようなことも説明をし、また、昇任時の教養、あるいは専門的な教養でも実施をしているわけでございますけれども、残念ながらすべての職員がすべからく理解をしているかという、ちょっと疑問はあるということでございます。

したがいまして、もし皆様方のほうに犯罪被害給付制度というのはどういう制度ですか、あるいは私はもらえるんでしょうかというようなお問い合わせ等がございましたら、それぞれの警察本部の犯罪被害支援担当課の方につないでいただければ有り難いと思っております。

私どもの方におきましても「被害者の手引」というものを配布させていただいて、犯罪被害者の方々にすべからく教示をするようにしておりますけれども、中には動揺の中でわからなくなってしまったというケースもありますので、そういった御配慮をお願いできればと思います。引き続き、皆様方との連携をとってまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。